

支部会員 各位

東京税理士会麹町支部

政府及び東京税理士会からの緊急事態宣言等の発出に伴う支部業務対応について

令和2年4月7日(火)、政府から新型コロナウィルス感染症予防対策のため緊急事態宣言等が、また、東京税理士会から対応方針が発出されました。

これらを踏まえ、麹町支部においても、会員の健康管理・安全面等を考慮し、次のとおり対応することといたしましたので、お知らせいたします。

■事務局業務の休止

4月9日(木)から当分の間、支部事務局の業務を休止いたします。

これにより、各種届出・申請手続窓口業務や相談業務等を行いませんので、ご留意ください。

■休止期間中の対応

1) 事務局から支部会員へ連絡は、支部Webサイト（▼）、メールニュース、FAX、郵送等で行います(下記のWebサイト（▼）へアクセスしてください。)。

2) 支部会員からの電話連絡については、対応いたしません。

→問合せ等は、電子メール：info@tz-koji.jp FAX：03-3237-1569 でお願いします。

→各種届出・申請等は、郵便又は宅配便でお送りください。

〒102-0073 千代田区九段北1丁目3番6号 セーキビル3階東京税理士会麹町支部

▼東京税理士会麹町支部 Webサイト <http://tz-koji.jp/>



お気軽にお問い合わせください
03-3264-0049



URL ⇒ <http://tz-koji.jp/index.htm> ID ⇒ tz-koji パスワード ⇒ kudan

■東京税理士会の業務対応（参考）

4月8日(木)から本会業務が休止されたので、ご留意ください。